

渋民運動公園陸上競技場の使用区分見直し等について

平成28年11月24日

市 民 部

1 趣旨

渋民運動公園整備事業における盛岡市渋民運動公園陸上競技場の改修に伴い、陸上競技場の使用区分を改め、2分の1を使用する場合の使用料の額を定めるとともに照明の使用に関する事項を定めようとするものである。

2 内容

(1) 使用区分の見直し

陸上競技場をアマチュア競技に使用する場合において、陸上競技場の2分の1を使用する場合の使用料の額を、全面使用する場合の5割に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

改正後の陸上競技場の使用料の額は、以下のとおり。

区分			改正前		改正後			
			使用料		使用料			
			1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに		1日までごとに	
			全面	全面	全面	半面	全面	半面
料金を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	310円	2,300円	310円	150円	2,300円	1,150円
		高校生以下	150円	1,150円	150円	70円	1,150円	570円
	個人で使用する場合(1人につき)	一般	100円		100円			
		高校生以下	50円		50円			
	その他の催しに使用する場合		730円	5,400円	730円		5,400円	
料金を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	一般	880円	6,510円	880円	440円	6,510円	3,250円
		高校生以下	630円	4,660円	630円	310円	4,660円	2,330円
	その他の催しに使用する場合		1日までごとに1日の最高入場料の200人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は、52,500円)		使用する日ごとにその日の最高入場料の200人分に相当する額(その額が52,500円に満たない場合は、52,500円)			

(2) 照明使用料の新設について

浜民運動公園改修（電気設備）工事において、陸上競技場に新たに照明設備を設置することから、照明使用料について以下のとおり設定するもの。

区分	単位		金額
全面	全灯	1時間までごとに	2,000円
	半灯	1時間までごとに	1,000円
片面	全灯	1時間までごとに	1,000円
	半灯	1時間までごとに	500円

3 施行期日

平成29年4月1日